

訴訟・審判準備費用請求書<刑事・少年共通>

書式4-B7
H30.4.1版

弁護士 (登録番号) 提出日 年 月 日

事件番号: 年()第 号 被告人等氏名:

訴訟・審判準備費用として、次のとおり請求します。

*請求する箇所をチェックして、必要事項を記載。 *作成や交付を受けるために要した郵送料・振込手数料は支給対象外。

注)請求には疎明資料として、次の①と②の両方の添付が必要。

- ①領収書の写しその他支出した手数料等の額を明らかにする疎明資料
- ②当該支出に係る文書の事件との関連性を明らかにする疎明資料

実費総額 円 *支給上限3万円

□ 診断書の作成料 円

診断書とは、
注)「医師が自ら診察をし、病名(診断名)が記載され、かつ、診断結果を証明するために作成された書面」。
(カルテは診療記録であり、診断書には当たらない。また、診断書を作成するための診察料・面談料は、対象外)
* 被疑者・被告人・少年本人以外の診断書の場合、事件との関連性につき、下部に記載(別途報告書添付でも可)。
〔 事件との関連性は次のとおり。 〕

□ 弁護士会照会手数料(弁護士法第23条の2) 円

注) 弁護士会宛の照会申出書(照会先及び照会の目的の記載部分)の写しなど、事件との関連性を明らかにする資料を添付。
* 資料の添付が困難な場合は、当該照会と事件との関連性につき、下部に記載(別途報告書添付でも可)。
〔 事件との関連性は次のとおり。 〕

□ 行政機関が発行する証明書の発行手数料 円

証明書の写しなど事件との関連性を明らかにする資料を添付。
* 写しの添付が困難な場合は、証明書と事件との関連性につき、下部に記載(別途報告書添付でも可)。
〔 事件との関連性は次のとおり。 〕

□ 前任の弁護士から謄写記録の引継ぎを受けた場合の送料 円

* 新約款(H30年2月認可)適用事案のみ。
* 前任の弁護士…解任前の弁護士、原審・原々審の弁護士。疎明資料として、着払い伝票の写しを添付。
注) 引継ぎを受けた場合は、汚損、破損その他特段の事情がない限り、重複した記録の謄写は避けるよう努めてください。

□ 判決書謄本交付手数料 (判決書 枚 × 1枚60円) 印紙額 円

* 謄本の1枚目と謄本認証日(作成日)の記載がある頁の写しを、事件との関連性を明らかにする資料として添付。
また、印紙代の領収書がない場合は、最終頁も添付。
注) ・調書判決は含まない。また、控訴(上告)・抗告期間満了又は申立てによる移審後に入手した場合(弁護士本人が控訴(上告)し、控訴(上告)趣意書などを作成される場合を除く)には、算定の対象外。
・少年保護事件の審判書謄本交付に当たって手数料の印紙のちよう用は不要となっていることから、支給対象外。